

ゴミ捨て・ゴミ焼きやめ!!



不法にゴミを捨てたり、燃やしたりすることは法律で禁止されています。

自宅の庭や会社の敷地でゴミを燃やしてもいけません。

令和3年は宮崎県内で43件、高鍋警察署管内で7件検挙されています。

初犯でも**20万円以上**の罰金を受けています。

**ゴミを捨てたり、燃やしたり
することは やめましょう!!**

高鍋警察署生活安全課
0983-22-0110